

池田町要綱第17号

池田町地域創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町における人口減少、少子・高齢化社会の課題に対し、将来にわたり活力ある地域社会の創生を推進するため池田町地域創生推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合的な施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 施策推進にあたっての情報共有及び総合調整に関すること。
- (4) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(計画策定委員会)

第6条 本部に計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は別表第2に掲げる職の者をもって充てる。

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 5 委員長は、会議の結果を本部に報告しなければならない。

(部会等)

第7条 委員会に専門部会及びワークショップを置くことができる。

- 2 各専門部会は別表第3に掲げる職の者をもって充てる。
- 3 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 部会長は、会議の結果を委員会に報告しなければならない。
- 6 部会長は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 本部、委員会及び各専門部会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地方創生推進本部員

- ・ 理事
- ・ 総務部長

別表第2（第6条関係）

計画策定委員会

- ・ 理事（委員長）
- ・ 企画課長（副委員長）
- ・ 議会事務局長
- ・ 総務部長
- ・ 民生部長
- ・ 総務課長
- ・ 住民課長
- ・ 産業課長
- ・ 学校教育課長

別表第3（第7条関係）

行財政計画部会

- ・ 総務部長（部会長）
- ・ 総務課長（副部会長）
- ・ 理事
- ・ 民生部長
- ・ 企画課長
- ・ 税務課長
- ・ 環境課長
- ・ 建設課長
- ・ 水道課長
- ・ 学校教育課長
- ・ 社会教育課長
- ・ 会計管理者

女性活躍推進部会

- ・ 理事（部会長）
- ・ 企画課長（副部会長）
- ・ 本部長が必要と認める女性職員

まちづくり・観光振興部会

- ・ 理事（部会長）
- ・ 産業課長（副部会長）
- ・ 企画課長
- ・ 保健年金課長
- ・ 建設課長
- ・ 池田温泉総支配人

教育福祉部会

- ・ 民生部長（部会長）
- ・ 学校教育課長（副部会長）
- ・ 保健年金課長
- ・ 保健センター所長
- ・ 社会教育課長
- ・ 総合体育館長
- ・ 図書館長
- ・ 中央公民館長
- ・ 養基組合事務局長